

I. 報告書の取りまとめに当たって

1. 第3クールの検討概要

規制・制度改革に関する分科会（以下「分科会」という。）は、平成22年3月11日に行政刷新会議の下に設置され、発足した。発足と同時に開始した第1クール、平成22年10月に開始した第2クールの後、平成23年9月に新たな構成員等が決定され、同年10月第3クールの議論を開始した。

第3クールにおいて、分科会は、まず、今期の取組の進め方について大局的・基本的な議論を行い、その結果に基づいて、平成23年12月、復旧・復興及び日本再生に関連する分野を取り扱う第1ワーキンググループ、エネルギー関連分野を取り扱う第2ワーキンググループを設置した。両ワーキンググループの設置により、政府の優先課題に対応する形で規制・制度改革の検討を行った。

また、分科会本体は、既存の閣議決定事項のフォローアップを行うとともに、「国民の声」に寄せられた要望や規制全般の見直しに向けた考え方についても検討を行った。

平成24年5月には、規制・制度改革に向けた取組を更に強化し、改革を着実に実現するための体制整備として、分科会の名称を「規制・制度改革委員会」（以下「委員会」という。）へ変更すると同時に、委員会の下に、新たに農業ワーキンググループを設置した。農業ワーキンググループは、第3クールとそれ以降の活動の橋渡しを行い、切れ目なく改革の検討を行うために、現在、農業分野における改革に向けた検討を進めているところである。

規制・制度改革は、現場のニーズを踏まえたものでなければ意味がない。そのため、分科会（委員会）及びワーキンググループでの検討においては、現場からの要望を意識した議論を行った。また、議論がバランスの取れたものとなるよう、規制・制度の所管府省の意見や学者・実務家等の有識者からの意見も聴取するよう努めた。

2. 第3クールの成果及び今後の課題

(1) 第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）の取組

復旧・復興及び日本再生に関連する分野を検討するに当たり、対象とする項目を、経済団体等からの要望やワーキンググループ構成員から寄せられた提案、フォローアップを行った項目から抽出した。

事業者等や各府省からのヒアリングを経て、検討対象項目を絞り込み、規制・制度所管府省との事務レベル協議、更に政務レベル協議を経て、今般、最終的に規制・制度改革事項24項目・41小項目について取りまとめた。（「規制・制度改革委員会報告書（復旧・復興／日本再生）」を参照。）

(2) 第2ワーキンググループ（エネルギー）の取組

震災の影響により、エネルギー分野の規制・制度改革は、我が国における喫緊の課題となったことから、第2ワーキンググループによる検討は、他に優先して取り組んだ。

検討の対象項目は、経済団体等からの要望やワーキンググループ構成員から寄せられた提案、フォローアップを行った項目を母集団として抽出し、事業者や各府省からのヒアリングを経て、取り組むべき項目を選択した。

規制・制度所管府省との事務レベル協議、更に政務レベル協議を経て、平成24年3月、最終的に103項目を「規制・制度改革に関する分科会報告書（エネルギー）」として取りまとめ、公表した。

(3) フォローアップの実施

分科会の第1クール及び第2クールの検討結果等に基づき「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）、「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）等が決定され、多くの改革事項が決定済みのもので蓄積されている。

一方で、過去に決定した改革事項が、実際に実行されているのか、当初の狙いどおりの効果を発揮しているのかを確認することは、改革を実現していくためには、非常に重要である。

分科会の成果等に基づく閣議決定事項362項目・458小項目のうち、再掲のものなどを除いた329項目・410小項目について、平成24年4月1日時点での実施状況を網羅的に調査し、その内容を確認するとともに、到達状況に関する委員会としての評価を行った。（詳しくは、「Ⅱ. フォローアップ調査の結果」を参照。）

過去の閣議決定事項を「解決したもの」と「そうでないもの」に峻別することで、前者については改革が実現したことが確認できた一方、後者については引き続き注視が必要であることが明らかとなった。

改革の実現を図るため、委員会は今後もフォローアップを継続し、規制・制度の所管府省に対して、更なる取組を促していくことが重要である。

(4) 公開の原則等

規制・制度改革は国民生活に大きな影響を与え得るものであり、こうした政策の決定過程は国民に開かれたものでなければならない。分科会（委員会）及びワーキンググループにおける資料及び議論の様子は、公開とすることを原則とした。

規制・制度改革を進める上で、改革に係る政策の決定過程において、改革の要望元である団体等と規制・制度を所管する各府省が公の場で議論することは極めて有効であると考えられることから、引き続き、こうした機会を充実させつつ検討の質を向上し、改革の実効性を高めていくことが重要である。

(5) 規制・制度改革の実効性向上のための検討

第3クールにおいては、規制・制度改革の個別具体的な項目の検討に加え、規制全般の見直

しが不断に進むように、改革が自律的に行われるような仕組みを作ることの必要性についても議論がなされた。

その中でも、各府省が規制・制度改革のPDCAサイクルを機能させるための方策、規制全般の見直しの在り方等、以下の論点について議論が行われたことを踏まえつつ、具体化に向けた検討を進めていくことが重要である。

- ① 各府省が主体的・積極的に改革に取り組む体制及びPDCAサイクルの在り方について
- ② 各府省の主体的取組に対する、分科会（委員会）の関与の在り方について
- ③ 各府省の成果向上を促進・支援するための方策について

Ⅱ. フォローアップ調査の結果

1. 概要

(1) 調査内容

以下の閣議決定事項を対象に、まず、平成 23 年 11 月 30 日時点での規制・制度改革の実施状況について調査を行い、各府省から回答の提出があった。

その後、更に平成 23 年度末の動きを把握するため、再度、各府省に対し、平成 24 年 4 月 1 日時点の実施状況への更新を求め、結果を得たものである。

<フォローアップ調査対象範囲>

- ①明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）中の「6（1）①制度・規制改革」
- ②規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）
- ③新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）中の「日本を元気にする規制改革 100」別表 1 及び別表 2
- ④円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）中の「規制・制度改革」別表 1 及び別表 2
- ⑤規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）
- ⑥規制・制度改革に係る追加方針（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）

(2) 調査結果

全体 362 項目（含む再掲 18 項目）・458 小項目（同 25 項目）のうち、再掲のもの、「規制・制度改革委員会報告書（復旧・復興／日本再生）」掲載事項に関係するもの及び「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において関連事項を新たに決定したものを除いた 329 項目・410 小項目を対象に、各項目の所管府省から「実施状況」について回答を得た。「進んだ取組・残された課題」がある場合は、併せて回答を得たところである。

また、「評価」として、以下の基準に従い、所管府省と合意の上、4 種類の記号を付した（一部、所管府省と合意に至らなかった項目もある。）

<評価の基準>

- (○) 閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの
：閣議決定を受けて、検討や論点整理だけでなく、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したもの
- (◇) 閣議決定では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの
：閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの

- (△) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの
：閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの
- (×) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われていないもの
：閣議決定を受けても、検討や論点整理が行われていないもの

各評価の小項目数は以下のとおりである。

- (○) : 計 271 項目
(◇) : 計 5 項目 (含む所管府省と合意に至らなかったもの3項目)
(△) : 計 134 項目 (同 13 項目)
(×) : 計 0 項目
総計 410 項目

農業分野及び医療分野の項目を中心とした 11 項目・21 小項目については、重点フォローアップ項目と位置付け、平成 24 年 2 月 13 日、2 月 27 日、3 月 12 日の 3 回にわたり、規制・制度改革に関する分科会（現 規制・制度改革委員会）の場に所管府省の出席を求めてヒアリングを実施し、委員が所管府省の取組状況を直接把握した上で所管府省と議論を行った。

以上を踏まえ、さらに、144 小項目について規制・制度改革委員会としての問題意識を付し、そのうち 65 小項目については、加えて指摘事項を付したところである。

一方、積極的な取組と推察されるものとして、8 項目・10 小項目を選定した。

2. 詳細

下記別紙を参照。

- (別紙 1) フォローアップ調査（平成 24 年 4 月）一覧表
(別紙 2) 重点フォローアップ項目指摘事項
(別紙 3) 積極的な取組と推察される事項